

事務連絡(保16)  
平成19年4月20日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
石井正三

### いわゆる「労災かくし」の排除に関するポスターについて

平素より、日本医師会会務および労災保険診療に関して格段のご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険行政におきましては、労働災害による傷病を健康保険等で受診する、いわゆる「労災かくし」の存在がかねてより指摘され、この問題への対応として、厚生労働省としても様々な取組みを行ってきているところであります。

日本医師会といたしましても、平成7年、13年、14年には、厚生労働省と共同でポスターを作成し、労災指定医療機関等へ配布を行ってきたところであります。

今般、厚生労働省におきまして、事業主および労働者の啓発のためのポスターを新たに作成し、各都道府県労働局に配布されたものであります。

今回のポスターに関しては、日本医師会との共同作成ではありませんが、各地域の労働局には労災指定医療機関へ配布できるだけの部数が送付されているようですので、各労働局より都道府県医師会へ協力依頼がある場合には、ご配慮賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

なお、すでに労働局よりご相談を受け、ご対応いただいている地域におかれましては、引き続きご協力のほどお願い申し上げます。

#### 〈添付資料〉

- ・いわゆる労災かくしの排除について  
(平19.4.18 事務連絡 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長)
- ・「労災かくし」の排除に関するポスター



事 務 連 絡

平成19年4月18日

日本医師会常任理事

石 井 正 三 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災管理課長

### いわゆる労災かくしの排除について

日頃より、労働基準行政の円滑な運営に御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、労働基準行政としては、これまでも、いわゆる労災かくしの排除に努めてきたところですが、第163回国会における衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会において、労働安全衛生法等の改正に当たり、「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながるものがないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行った事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。」との附帯決議がなされるなど、なお労災かくし対策の推進が求められているところです。

このような中、厚生労働省において事業主及び労働者の啓発のためのポスターを作成し周知することとしましたので、貴職におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、周知につきましては、特段の御配慮をお願いいたします。



**「労災かくし」は  
犯罪です。**

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、  
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。  
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

